

子条倒架

議案第三十号

日程表
福生町財政再建計画の申出について

議案才三十五

日程不
勞財政再建特別措置法の適用並に公算期手當に關する陳情書

陳情和号

本日、会議事件は次のとおりである。

議事日程と同じである。

午刻九時十五分開議

議長(中西為藏君) 百さんお早ようございます。公松ともみ快い中を

早朝より多数御出席をいにて、おもしろいことがありました。に
いまだ昭和四十年度第二回福生町議会臨時会を開会いたします。

出席議員は現在二十五名であります。よつて本日の会議は成立いたしました。
のこりにて本日の会議を開きます。

議長(中西蔵君)おかりします。明石町の議員である島田久議員より

福生町議会

議会の傍聴の要請がありますかいかかにしてまいらうか。

要議にして好む者あり

議長(中西常蔵君)開議なしと認め傍聴を許可いたします。日程に入る。

町長石川常太郎君爲壇

一町長(石川常太郎君)本日第二回福生町議会臨時会を開催するに際し

公私とも即多忙のところ多数出席の不便を承け誠にありがとうございました。

来レ。厚ク礼申レ上ル。本日休。昭和四年度程。新一般会計神上

予算案並びに条例改正二件福至町財政再建特別措置法の申出についての

案件を御審議願ひに付す。議案の中及び三十一号並ひに

三上号の参考資料は本日御配布いたしました。二点については深くお

ひ市上りです。本誌時々に力を入れている非常重要な件でございます。

のて慎重審議いたして、御可決あり人事を以頼いにします。

議長中西茂蔵君。二、会議録署名議員の指名について。三、会議録署名議員の指名は、会議規則第百九条の規定により議長にたいし指名いたします。一番小澤江一議員。二番細網吾一議員。三番村野弘議員以上三名の方にお願いいたします。なお署名議員は本会期を通しお願いいたします。

議長中西茂蔵君。日程第三、会期の決定について議題に供します。本会期について。一は議会運営委員会にたいし検討されたいものとすので委員長から報告願います。三番

(三番 中村国太郎君登壇)

一、三番(中村国太郎君)即指名により申し上げ、昭和四十年年度第三回臨時会の議果及び日程、会期につき申し上げ去る二十八日午後一時より議会運営委員会を開催いたしましたのでその結果を報告いたします。本議会の案件は補正予算に伴い職員給与、報酬及び議員の報酬及び費用弁償に関する

る条例改正が三件、財政再建計画の申し出二件、陳情件五件であります。当委員会にたいしこれらの内容等を検討いたしました。今後の所発展という点から重大な岐路に立つ議案もあり、その点慎重に調査を願いたいと思ひます。議事日程については手もとに即配布しております通りであります。即決方の要望もありませんので即ち承願いたしたいと思います。日程第三の一般会計補正予算案号であります。この内容は、繰上り費用と各議院の選挙の準備費等を急を要するとの事であり即決を要望いたします。日程第四は職員給与に関する条例及び議員の報酬及び費用弁償等の一部を改正する条例と財政難のありからその額を減じようとするものと、本案については慎重審議の上総務委員会に付託、即決方を要望いたします。又日程第六の財政再建計画の申し出については、福生町住民の福祉の向上から将来の所発展計画に大分岐点となり、財政再建計画については資料等の配布が本日でありましたので

研究する時間もありました。その本日は、理事者の説明を受け、これは、明日は休会とし、質疑は六月十一日の本会議で願いたいと思っております。陳情第二号につき、これは再建計画案の結論を出した後に附帯議を願いたいと思っております。会期につき、これは五月十三日から六月十一日までの十五日間と決定し、六月十一日を本会議の閉会日とし、十日に議会議場を本委員会を閉会し、十日を不日臨時会の最終日とし、委員長報告をしい、終了したいと思っております。このため、本委員会の目的が十分達せられようとして、即ち力のほどをみず、いたします。

議長(中西虎蔵君)会期につき、これは、たゞい本委員長から報告されたいとあり、五月十三日より六月十一日までの十五日間と決定したいと思っております。これに附帯議あり、また、人か。

(異議なし)と仰る者あり

議長(中西虎蔵君)附帯議なしと認め、さう決定いたしました。

議長(中西虎蔵君)報告事項があり、その事務局長より報告いたします。

(島田議会議務局長朗読) (省略)

出納検査実施結果報告(別添参照)

議長(中西虎蔵君)先般所村議会議長会が開催され、その席上、役員の変更が行なわれました。会長には、奥多良町の議長である古屋忠良氏、副会長には、羽村町の議長中根善八氏と、松原町の議長泉康作氏でございます。以上を報告をいたします。

議長(中西虎蔵君)日程第三、昭和四十年年度福生町一般会計補正予算案、議案第三号を議題に供します。朗読を省略し、たゞちに理事者から提案理由の説明を求めます。所長

(所長石川常太郎君登壇)

所長(石川常太郎君)附帯議により、これは、昭和四十年年度一般会計補正予算案につき、附帯議申し上げ、歳入歳出予算総額にこれ加え、千五百

百万六千円を追加いたしました。裁入裁出予算総額を三億八千五百十一
万六千円としようとするものでございます。内訳は大體といたしましては
国庫委託金、百万六千円、これは参議院選挙に際しまして、国から委託金
としましてのものでございます。次に財産収入でございますが、去年度約九
千五百万の赤字が見込まれますので、これに充当すべく財産売却収入とし
て計上いたし、それをもちまして、去年度繰上充用金としまして九千五百万を計上
したものでございます。細部については担当課長より御説明いたします
ので、よろしく御願いたします。

議長(中西虎蔵君) 財務課長

財務課長(森田猛君) 裁入について、先程町長からお話がありましたとおり、
本年及び来年度に予定されております参議院選挙費、百万六千円を追加補正
しようとするわけを、当初予算を三千万円とございまして、この百万六千円の
総額に若干のわけであります。次に去年度繰上充用金で、先程町長が申さ

れたとおり、昭和三十一年度で裁入欠陥を止めましたので、財産売却収入
という事で九千五百万円の繰上充用をなすものであります。これは、三十九
年度の裁入欠陥は、五月五日、本日もでございしますが、議会の議決を
得なければならぬという関係で、この数字は、大抵かな数字であります。が
実際は、これ以下に下るのではなかろうかという関連もありませんが、一応九千
五百万円で繰上充用をいたしたという事で計上した次第でございします。
次に、給与明細書でございまして、当然参議院選挙の執行に際して
報酬職員手当等が変更になりますので、これに計上した次第でござい
します。以上簡単にごさいますすが、説明を終うございました。

議長(中西虎蔵君) 二より質疑を行います。

八番(塩野鉄之助君) 議長

議長(中西虎蔵君) 八番

八番(塩野鉄之助君) 九千五百万円の赤字について、理事者に伺いたいとい

議長(中西虎蔵君)これに貸渡を終結いたします。おかけいたします。
議案第三十八号は原案とあり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)御異議なしと認めます。よって議案第三十八号は原案
とあり決いたしました。

議長(中西虎蔵君)日程第四福生町の牧職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例案議案第三十九号を議題に供します。事務局を以て議
案の朗読をいたします。

議会議務局(野崎薫君)朗読(省略)

議長(中西虎蔵君)理事者より提案理由の説明を求めます。本林田助役
(助役本林田幸造君登壇)

一助役(本林田幸造君)議案第三十九号について申し上げます。御説明申し上げたいと存
じます。本案を提案した理由といたします。これは、財政事情によります

経費節減のために期末手当の支給率を減じようとするものでござい
ます。その内容につきましては、第七十二条の二の第二項中百分の百を五
十に昨年度支給いたしましたに夏期手当の支給率を減じます。これは、
を百分の三十五引き下げます。百分の五十に、それから年末手当の百分の
三十五も百分の三十五引き下げます。百分の六十に、それから改めようとする
ものでございします。なみ七条の三第三項中の百分の三十となすところは、
勤労手当の支給率を減じます。が三月十五日の年度末の勤労手当を
従来百分の三十五でありましたものを百分の三十五引き下げます。百分の半
と改めまして六月十五日及び十二月十五日の支給率を減ずれば、百分の三十と
いうふうに改めようとするものでございします。これは、いづれも財政事情
による経費を節減いたします。一日も早く健全財政を確立しようとし
るものであります。よろしく御審議のほどお願いする次第でございます。

議長(中西虎蔵君)これより質疑を許します。

一審岩田 博君議長

一議長(中西虎蔵君)一審

一審岩田 博君(に)はいまの説明でわからなければありませんが
財政事情とつしやふりもしたが去年の財政事情と本年の財政
事情を比べてみれば去年は千二百万円以上の赤字があつたは下であり
現在の赤字は去年の赤字より減つたわけを何故に職員へ期木手当
を減らさなければならぬのか議員とて非常におのゝ失と思義下なり
まさん。仮にもそれが改財法を受ける支援であつたとするならば理事者
は不当ではないかと思ふます。是非その是非明確に説明していただきたいと
思ふます。

一議長(中西虎蔵君)森田助役

一助役(森田幸造君)(に)はいまの御質問で財政事情の好転という失があつた
ように思ふます。必ずしも財政事情が好転とは見えず、むしろ人々状

態でございませう。に)はいまも御議決をいただいておりますが、九千五百
万の赤字は三十九年度より持ち越しの赤字でございませう。この赤
字解消は今後ついていけるものでございませう。あらゆる面におい
て節約を要求されてくる際、後に改財法適用の申出も御審議をい
ただかなければならぬのでございませう。したが、これらの失算も大きく
もちろの失算削減のために是非とも御努力にいただきます。という意味あ
いから御提案申し上げた次第でございませう。

一審岩田 博君議長

一議長(中西虎蔵君)一審

一審岩田 博君(に)の改正案については、総務委員会に付託されるものと
思ふます。が、本員の皆さん方には願ひしたいと思ふます。理事者の政
治の失敗が労働者などに波及する事があるはなうまいと思ふます。
その研究されませう。職員に対しては、圧迫がなうまいに願ひしたいと

思います。

八番(塩野鉄之助君)議長

議長(中西虎蔵君)八番

八番(塩野鉄之助君) 私も岩田議員と同感の矣もありませんがこの条例改正には疑問をもつものでございます。先程申し上げましたように、赤字解消に付理事者に御努力いただくという事は、心から敬意を表するものでございませうが、しかし生活路を減じなければならぬ、という事は、理解に苦しむものでございませう。隣接町村に及びませう、この改正の議案が出る事は、おろくがないと思へませう。昨年に及び、夏期手当並びに年末手当については、必ず西多支那の隣接町村の理事者並びに議長の話し合いを要するに経過がありませう、かく財政事情が苦しくあるとも、現状の社会状況というものは、物価が一日上る現状で野菜を例にとりませうと、人々が一歩六十円も八十円も上る現況下であります。

この時に及び、期未手当の減額という事は、非常に納得のたがいないものでございませう。先程岩田議員が言われたように、総務委員会に諮られ、財政法という面に及び、は、理事者から説明があると思ひますが、必ず財政法と一緒には、託という美に及び、は、必ず、これは保留し、いかにございませう、財政法が決つた後に及び、審議し、いかにござい、と思ひ、うを、ござい、ませう。

九番(神野藤操君)議長

議長(中西虎蔵君)九番

九番(神野藤操君) 塩野議員並びに岩田議員からの発言があり、まして、私が、私どもの考えには、この条例改正は、先程塩野議員が言われたように、財政法の適用を待つるために、この条例を改正するの、か、それとも、全然別に、所財政のために、経費を削減しようという、意図、国、のか、その、其、が、け、つ、り、わ、か、ら、ない、ので、お、聞、か、れ、たい、と思、ひ、う、又、夏、期、手、当、に、し、て、も、百、分、の、百、力、を、

五を自分の五を減して百分の十に年米手当を百分の三百五十から
百分の十減して自分の二百八十とあります。が額としてはこの位になる
のか。其も合わせて見なければいけません。

議長(中西虎蔵君)石川町長

町長(石川常太郎君)現在九千五百万程度の赤字でございますが町役場の
赤字というものは町民全部の赤字でございます。責任者といはれま
誠に町民に対して謝罪は存じしております。町民からは税金をいた
だいてもらいます。十分還元をしておりますが町民と同じ苦勞をしいたばかり
自体も職員にけがの毒でございます。が町民と同じ苦勞をしいたばかり
たいと考えなければいけません。しかもこの財法を受けいても受けな
くもいろいろ関係で多少の御苦勞をいたさなければいけません。考えから出た
たものでござい、まして改正後と改正後における二年間の合計が二五
減になります。金額にして約百五十万と推定しております。以上答弁を
終ります。

一番(岩田博君)議長

議長(中西虎蔵君)一番

一番(岩田博君)週日福生町に役場の給与額がふりました。があの給与

額は最高額であつた。役所民に与える影響は甚大であつたと存じます。
しかし現在の福生町職員の中には生活保護基準以下の職員が十数名い
るといふ事を町長は知りますのか……

議長(中西虎蔵君)石川町長

町長(石川常太郎君)詳しい事は何人かといふ事は、ここではあり
わかりませんので担当をもちまして調査し報告申し上げます。

一番(岩田博君)議長

議長(中西虎蔵君)一番

一番(岩田博君)調査をしてからといふ事は、すがたに三名位の職員を使
つて、町長が末端の職員、給与の支給を知らずに町政がどうなるのか

もつと給子の実態を十分把握しようといふと思ふ。

八番(塩野鉄次郎君)議長

一議長(中西虎蔵君)八番

八番(塩野鉄次郎君)先程百五十万程度 町財政を節約できるといふ話をしていすが、この場合町は百五十万節約できるかも知れませんが、先田議員が言われるように生活保護基準にみたてば職員がいくらといふ事は私もとまらざるにしろするのであります。仮に三万円の職員があらう場合夏期手当にみいくら位減額されるかといふ事思ふくプラスアルファも少くなるし、去年は五万円でありましたが、今年はこれを上回る五万円から八万円位になるといふ事ですが、この意味にみい、夏期と年末を合わせ大体一万五千元の職員にみい減額になるわけであり、大抵かも知れませんが職員もこのペースといふものを期待し、又借入金とかいふ事もなかにしもあると思ひます。この時、この結果が出た場合には

は新聞にもありますように、今言ひをけ自殺する人も出てくるのではな
いか、またかういふ事もけいとは存じますが、家族にみかまといふ
いう面は非常に影響があると思ひます。是非強情ある町長と信ず
るものでございすが、この面はみかまといふ面では強情をもち
この点をみ取りけからい願ひたいといふ事を切望するものであります。

九番(神野藤操君)議長

一議長(中西虎蔵君)九番

九番(神野藤操君)議長とかけはなれた質問内容もあるようございすが、
この際には議長は注意し、いかにださうと思ひます。この条例改正
の問題は、先程給子と言ふも夏期手当の問題であり、給子を云々といふ事
はなと思ひます。いわば財政再建のためならば、やはり町の財政が苦しくな
つた理由はなにかあるかといふ事をまず考えたいと思ひます。この事、
五百万の赤字を減ずるために、百五十万の金を給子から減ずるといふ事なら